

明治三十五年三月二十六日第三種郵便物認可（毎週火、金曜日出行）

三重県公報

第八千八百四十三号

昭和三十五年 九月 二日

火 曜 日

目 次

規 則

規 則

一 へい獣処理場等に関する法律施行細則

（食品衛生課）一

電 氣 局 管 理 規 程

一 三重県電気局公印規程の一部を改正する規程

（電 気 局）二

一 三重県電気局組織規程の一部を改正する規程

（ 同 ） 三

一 三重県電気局事務決裁規程の一部を改正する規程

（ 同 ） 四

一 三重県電気局文書取扱規程の一部を改正する規程

（ 同 ） 五

告 示

一 委任事務の一部解除

（出 納 室）七

一 出納長事務の一部委任

（ 同 ） 八

一 へい獣処理場等に関する法律による動物の飼養

又は収容のための許可を要する区域

（食品衛生課）三

一 豚コレラ予防注射実施

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長許可

（畜 産 課）五
（河 川 課）六

●三重県規則第七十八号

へい獣処理場等に関する法律施行細則を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

三重県知事

田 中

覚

へい獣処理場等に関する法律施行細則

（総則）

第一条 へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四十号。以下「法」という。）の実施については、へい獣処理場等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百八十五号）及びへい獣処理場等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（施設外での解体等）

第二条 法第二条第一項ただし書後段の規定により、知事が許可を行なう場合は、次のとおりとする。

一 へい獣を病源の検索、学術の研究等の目的に供するとき。

二 へい獣の所在地が山間へき地等であつて、へい獣処理場に運搬することができないと認めるとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、第一号様式による申請書に、死亡届出証明書及び獣医師の死亡診断書（検査書）を添えて所轄の保健所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

3 所長は法第二条第一項の許可を与えたときは、第二号様式による許可証を申請者に交付しなければならない。

（へい獣処理場等に関する許可申請）

第三条 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定により、へい獣処理場等の設置の許可を受けようとする者は、第三号様式による申請書に三重県手数料規則（昭和三十一年三重県規則第四号。以下「手数料規則」とい。）に定める設置許可申請手数料を添えて知事に提出しなければならない。

前項の設置許可申請手数料は、申請を取り下げ又は許可しない場合においても還付しない。

3 法第三条第二項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定により、へい獣処理場等の施設又は区域の変更の許可を受けようとする者は、第四号様式による申請書を知事に

提出しなければならない。

4 知事は、法第三条第一項又は同条第二項の許可を与えたときは、第五号様式又は第六号様式による許可証を申請者に交付する。

（記載事項変更届等）

第四条 規則第三条の規定による記載事項変更届、経営停止届又は経営廃止届は第七号様式によるものとする。

2 前項の規定は、法第八条に規定する施設等について準用する。

（許可を与えない場所）

第五条 法第四条第三号（法第八条において準用する場合を含む。）の規定により、知事が指定する公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとおりとする。ただし、土地の状況又は衛生措置を講ずることによりそのおそれがないと知事が認める場所は、この限りでない。

一 排水が十分でない場所

二 学校、病院、食品工場、公園、公道、鉄道その他風致を害するおそれのある場所及び公衆の多数集合する施設から、それぞれ百メートル以内の場所

（衛生上必要な措置）

第六条 法第五条第四号（法第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、知事の定める衛生上

必要な措置は、次のとおりとする。

一 へい獣取扱場

イ へい獣は、すみやかに埋却、焼却又は解体すること。

ロ へい獣を埋却する穴は、し体から地表面まで一メートル以上の余地を残す深さとし、し体の上には厚く生石灰等をさん布した後、土でおおうこと。

ハ 焼却した獣畜の残った骨及び灰はなるべく土中に埋却し、焼却した場所及びその附近の場所は消毒すること。

ニ 埋却したへい獣は発掘しないこと。

ホ し体を埋却した場所には適当な標識をたてること。

ヘ 解体した獣畜の肉及び脂肪は、細切して石灰乳その他の消毒薬をさん布した後でなければ他に移さないこと。ただし、化製場に持出す場合はこの限りでない。

二 化製場

イ 化製原料を運搬するときは、おおいを用い又は有がいの容器に収めて、臭気の発散並びに血液及び汚汁の漏れないようにすること。

ロ 化製原料はすみやかに化製すること。

ハ 化製は化製室外で行なわれないこと。ただし、適当な措置をしたものはこの限りでない。

三 法第八条の施設

法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設については、前

号の規定を準用する。この場合において同号中「化製原料」とあるは「製造原料」又は「貯蔵原料」と、「化製」とあるは「製造」又は「貯蔵」と、「化製室」とあるは「製造室」又は「貯蔵室」とそれぞれ読み替える。

四 畜舎、家きん舎

イ きゆう堆肥舎を設け汚液の流出、臭気が発散及び昆虫の発生防止措置を講ずること。

ロ 鶏ふんはすみやかに乾燥させる方法を講じ、一定の場所に保管すること。

（動物の飼養又は収容の許可申請又は届）

第七条 法第九条第一項の規定による許可を受けようとする者は第八号様式の申請書に手数料規則に定める許可申請手数料を添えて所長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請手数料は、申請を取り下げ、又は許可しない場合においても還付しない。

3 法第九条第四項の規定する届出は、第九号様式による届出書を所長に提出しなければならない。

4 所長が、法第九条第一項の許可を与えたときは、第十号様式の許可証を申請者に交付しなければならない。

5 所長が、法第九条第四項の届を受理したときは、第十一号様式の届済証を申請者に交付しなければならない。

（動物の飼養又は収容の施設の廃止届）

第1号様式

へい獣特別処理許可申請書

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住所氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所所在地、代表者の氏名及び住所)

年 月 日生

次のとおりへい獣を施設外で処理したいので申請します。

記

獣 類	病 名	処理目的	処理方法	処理予定 年 月 日	処理場所
へい獣取扱場外で処理を必要とする理由					

第2号様式

〇〇保健第 号

許 可 証

住 所

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日申請のあつたへい獣特別処理のことはへい

獣処理場等に関する法律第2条により次の条件をつけて許可する。

昭和 年 月 日

保健所長 氏 名 図

条 件

第八条 法第九条第一項の許可を受けた者又は法第九条第四項の届出をした者が、当該施設を廃止したとき又は当該施設で、飼養し若しくは収容する法第九条第一項第四号から第八号までに掲げる動物の数が、当該各号の数に満たないことになつたときは、三十日以内に、所長にその旨を第十二号様式により届出なければならない。

(へい獣処理の届出)

第九条 へい獣取扱場の設置者又は管理者は、へい獣を処理しようとするときは、第十三号様式のへい獣処理届に、死亡届出証明書及び獣医師の死亡診断書(検案書)を添えて所長に提出しなければならない。

(備付帳簿及び月報)

第十条 へい獣処理場及び法第八条の施設の設置者又は管理者は、第十四号様式、第十五号様式又は第十六号様式による台帳を備えるとともに、毎月三日までに第十七号様式又は第十八号様式により前月分の処理状況を所長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 へい獣処理場等に関する法律施行細則(昭和三十三年三重県規則第三号。以下「旧規則」という。)は廃止する。

3 旧規則の規定によつて許可され又は届け出られたものは、

4 この規則によつて許可され又は届出られたものとみなす。
旧規則による備付帳簿及び月報の様式は、第十条の規定にかかわらず昭和三十六年三月三十一日まで従前の様式によることができる。

第4号様式

へい獣処理場（区域）変更許可申請書

昭和 年 月 日

三重県知事

殿

住所（法人にあつては、その名称、
主たる事務所所在地、代表者）[㊤]
氏名 の氏名及び住所

年 月 日生

次のとおりへい獣処理場の施設（区域）を変更したいので申請します。

記

- 1 へい獣処理場の名称及び所在地
- 2 変更事項

添付書類

変更後の構造設備の状況を明らかにした図面

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成すること。

第5号様式

保健所経由

三重県指令第 号

許可証

住所

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日申請のあつたへい獣処理場設置のことは、
へい獣処理場等に関する法律第3条第1項により許可する。

昭和 年 月 日

三重県知事 氏 名 図

縦 18センチメートル

横 26センチメートル

第3号様式

へい獣処理場設置許可申請書

昭和 年 月 日

三重県知事

殿

住所（法人にあつては、その名称、
主たる事務所所在地、代表者）[㊤]
氏名 の氏名及び住所

年 月 日生

次のとおりへい獣処理場を設置したいので申請します。

記

- 1 へい獣処理場の名称及び所在地
- 2 へい獣取扱場又は化製場の区別
- 3 管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 へい獣取扱場にあつては、へい獣の解体、埋却又は焼却の区別
- 5 化製場にあつては製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- 6 法第4条各号に掲げる場所に関する事項

(添付書類)

1 施設の構造設備の概要

イ 構造仕様書

ロ 設備の名称、箇数及び仕様書

2 法人にあつては、定款又は寄附行為の写

3 へい獣処理場の構造設備の図面

4 附近300メートル以内の見取図

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成すること。

第8号様式

動物の飼養又は収容許可申請書

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住所 (法人にあつては、その名称、
主たる事務所、所在地、代表) ⑩
氏名 者の氏名及び住所

年 月 日生

へい獣処理場等に関する法律第9条第1項の規定により次のとおり
申請いたします。

記

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類
- 3 動物の数
- 4 施設の構造設備の概要

添付書類

- 1 施設の構造設備の平面図
- 2 附近100メートル以内の見取図
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写

第9号様式

動物の飼養又は収容届

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住所 (法人にあつては、その名称、
主たる事務所、所在地、代表) ⑩
氏名 者の氏名及び住所

年 月 日生

へい獣処理場等に関する法律第9条第4項の規定により次のとおり
お届けします。

記

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類
- 3 動物の数
- 4 施設の構造設備の概要

添付書類

- 1 施設の構造設備の平面図
- 2 附近100メートル以内の見取図
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写

第6号様式

保健所経由

三重県指令第 号

許可証

住所

氏名

年 月 日生

昭和 年 月 日申請のあつたへい獣処理施設(区域)変
更のことは、へい獣処理場等に関する法律第3条第2項により許可す
る。

昭和 年 月 日

三重県知事 氏 名 印

縦 18センチメートル

横 26センチメートル

第7号様式

へい獣処理場記載事項変更届
経営停止(廃止)

昭和 年 月 日

三重県知事 殿

住所 (法人にあつては、その名称、
主たる事務所、所在地、代表者) ⑩
氏名 の氏名及び住所

年 月 日生

へい獣処理場等に関する法律施行規則第3条の規定により次のとおり
お届けします。

記

- 1 変更、廃止又は停止の年月日
- 2 変更の場合その事項
- 3 変更、廃止又は停止の理由

備考 法第8条に規定する施設にあつては、この様式に準じて作成
すること。

第12号様式

動物の飼養又は収容廃止（非該当）届

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住所（法人にあつては、その名称、
主たる事務所所在地、代表者）[㊤]
氏名 の氏名及び住所

年 月 日生

へい獣処理場等に関する法律第9条の規定に該当しなくなつたので、次のとおりお届けします。

記

- 1 施設の所在地
- 2 動物の種類
- 3 動物の数
- 4 廃止（非該当）の年月日

添付書類

- 1 許可証

第13号様式

へい獣処理届

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住所（法人にあつては、その名称、
主たる事務所所在地、代表者）[㊤]
氏名 の氏名及び住所

年 月 日生

次のとおりへい獣を処理したいからお届けします。

記

- 1 解体、埋却又は焼却を行なうへい獣処理場の所在地
- 2 へい獣の種類等

獣 類	性 別	年 令	毛 色	特 徴	病 名	へい死 年月日	畜主住所氏名

- 3 解体、埋却又は焼却の日時

備考 死亡届出証明書及び獣医師の死亡診断書（検案書）を添付のこと。

第10号様式

〇〇保衛第 号

許 可 証

住 所

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日申請のあつた動物の飼養又は収容のことは、へい獣処理場等に関する法律第9条第1項により許可する。

昭和 年 月 日

保健所長 氏 名 図

縦 18センチメートル

横 26センチメートル

第11号様式

〇〇保衛第 号

届 済 証

住 所

氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日届出のあつた動物の飼養又は収容のことは、へい獣処理場等に関する法律第9条第4項により次の条件をつけて許可を受けたものとみなす。

昭和 年 月 日

保健所長 氏 名 図

条 件

縦 18センチメートル

横 26センチメートル

第16号様式

化 製 台 帳

化製場名

受入 月日	原 料 種 別	数 量	受 入 先	化製 月日	製 品 名 及 び 量					摘 要
					皮革	油脂	にかわ	肥 料	飼 料	

第17号様式

へい獣取扱月報（月分）

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住 所（法人にあつては、その名称、
主たる事務所在地、代表者）
氏 名（の氏名及び住所）

へい獣取扱場等に関する法律施行細則第10条により次のとおり報告
します。

記

取扱種別	処理別数量	処 理 頭 数				貯 蔵 数 量				摘 要
		解 体	焼 却	埋 却	却 原	皮 獣	骨 類	魚介類の肉、内臓、骨類	鳥類の内臓、骨類	
牛										
馬										
豚										
めん羊										
山羊										
獣畜化製原料										
鳥類化製原料										
魚介類化製原料										
計										

第14号様式

へい獣取扱台帳

へい獣取扱場名

受入 月日	処理 月日	種類	性別	年齢	毛色	特徴	産地	病 名	発病 月日	へい 死 月日	へい 死 場所	畜主 氏 名	住所

第15号様式

貯 蔵 取 扱 台 帳

原料種別	受入 月日	受 入 量	受 入 先	払出 月日	払出量	払出先	摘 要

ら適用する。

●三重県電気局管理規程第六号

三重県電気局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

三重県電気局長 田川 亮 三

三重県電気局組織規程の一部を改正する規程
三重県電気局組織規程（昭和三十一年三重県電気局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「庶務課庶務係、経理係、資材係」を「庶務課庶務係、経理係」に、

「経理係

- 一 建設工事に関する予算資料の取纏めに関すること。
- 二 令達予算の経理及び決算に関すること。
- 三 工事の請負その他の契約に関すること。
- 四 金銭及び有価証券の出納に関すること。
- 五 庁用物件の購入、借入れ並びに修繕に関すること。
- 六 その他会計事務に関すること。

資材係

- 一 工事用器材の購入、借入れ並びに修繕に関すること。

電気局管理規程

●三重県電気局管理規程第五号

三重県電気局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

三重県電気局長 田川 亮 三

三重県電気局公印規程の一部を改正する規程

三重県電気局公印規程（昭和三十一年三重県電気局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表中

三重県電気局長之印	一	二三	〃	〃
-----------	---	----	---	---

三重県電気局長之印	一	二三	〃	〃
三重県電気局次長印	一	二三	〃	〃

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年九月一日か

第18号様式

へい獣化製場月報（ 月分）

昭和 年 月 日

三重県 保健所長殿

住 所（法人にあつては、その名称、主たる事務所所在地、代表者）
氏 名 の氏名及び住所

へい獣処理場等に関する法律施行細則第10条により、次のとおり報告します。

記

種 別	原 料					製 品 及 び 量				
	肉	皮	内臓	血液	脂肪	その他	皮革	油脂	にかわ	肥料 飼 料 その他
へい獣										
鳥 類										
魚介類										

二 工事用器材の受払及び保管に関すること。 「を

「経理係

- 一 建設工事に関する予算資料の取纏めに関すること。

- 二 令達予算の経理及び決算に関すること。

- 三 工事の請負その他の契約に関すること。

- 四 金銭及び有価証券の出納に関すること。

- 五 庁用物件並びに工事用器材の購入、借入及び修繕に関すること。

- 六 工事用器材の受払及び保管に関すること。

- 七 その他会計事務に関すること。

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年八月十五日から適用する。

●三重県電気局管理規程第七号

三重県電気局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

三重県電気局長 田川 亮 三

三重県電気局事務決裁規程の一部を改正する規程

三重県電気局事務決裁規程（昭和三十一年三重県電気局管理

い。
甲 局長の決裁を要するもの
乙 次長の決裁を要するもの
丙 課長限りで処理できるもの
附 則
この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年九月一日から適用する。

告 示

●三重県告示第407号

つぎの年月日に委任した委任事項のうちその一部を下記のとおり解除した。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

出納員設置箇所	既委任事項	委任年月日	解除する委任事項	解除年月日
四日市県税事務所	所において所掌する収入、支出物品の出納その他会計事務	昭和32.9.1	所において所掌する収入（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、支出	昭和35年8月31日
北勢福祉事務所	同	" 32.9.1	所において所掌する収入、支出	"
四日市労政事務所	同	" 28.4.1	同	"
四日市農業事務所	同	" 32.9.1	同	"
四日市病害虫防除所	同	" 32.9.1	同	"

規程第四号）の一部を次のように改める。

第三条中「課長」を「次長及び課長」に改める。

第十一条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に、次の一条を加える。

（次長の専決事項）

第七条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

一 課長の県内出張、時間外勤務及び休暇並びに職員の出張

二 職員の出張の復命処理

三 定例の通達、通知、申請、協議、照会、回答、報告、請求、督促、意見、依頼及び進達

四 法令又は例規に基き受理した届出及び申請の処理

五 法令又は例規に基き調査、検査、監督に関する処理

六 訴訟代理者の指定

七 配布予算の令達

八 一件五万円未満の食糧費の支出決定

九 財産又は物品の貸付に伴う制限、条件その他の変更

十一 一件二百万円未満の工事の契約、執行及び検査

十一 一件二百万円未満の工事に必要とする不動産の買入れ及び地上物件の移転取扱費並びにその他の補償

十二 一件二百万円未満の営造物、財産その他の物件の売買

、貸借、修理、運搬、その他の諸契約

十三 職員の任免及び給与（主要な職にあるものを除く。）

十四 職務専念義務の免除

十五 職員の衛生、福利厚生計画の実施

十六 違約金または弁償金の決定

十七 一件二十万円未満の報償費の支出

十八 前各号に掲げるもののほか定例に属する事項の処理

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十五年九月一日から適用する。

●三重県電気局管理規程第八号

三重県電気局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和三十五年九月二日

三重県電気局長 田 川 亮 三

三重県電気局文書取扱規程の一部を改正する規程

規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（決裁区分）

第十三条 回議書には、次の決裁区分を表示しなければならない

伊勢農業事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
伊勢病虫害防除所	同	"	同	"
		32.9.1		
伊勢林業事務所	同	"	同	"
		30.11.1		
伊勢土木事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
伊勢都市計画復興事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
伊勢教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
上野県税事務所	同	"	所において所掌する収入（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、支出	"
		32.9.1		
伊賀福祉事務所	同	"	所において所掌する収入、支出	"
		32.9.1		
上野農業事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
上野病虫害防除所	同	"	同	"
		32.9.1		
上野土木事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
上野教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
尾鷲林業事務所	同	"	同	"
		30.11.1		
尾鷲土木事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
尾鷲教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
熊野病虫害防除所	同	"	同	"
		32.9.1		
熊野耕地事務所	同	"	同	"
		28.11.20		
熊野林業事務所	同	"	同	"
		30.11.1		
熊野土木事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
熊野教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
尾鷲病虫害防除所	同	"	同	"
		35.8.15		

四日市耕地事務所	同	"	同	"
		28.11.20		
四日市林業事務所	同	"	同	"
		30.11.1		
四日市土木事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
四日市都市計画復興事務所	同	"	同	"
		27.9.1		
四日市教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
津県税事務所	同	"	所において所掌する収入（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、支出	"
		32.9.1		
中勢福祉事務所	同	"	所において所掌する収入、支出	"
		32.9.1		
津農業事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
津病虫害防除所	同	"	同	"
		32.9.1		
津教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
松阪県税事務所	同	"	所において所掌する収入（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、支出	"
		32.9.1		
飯南多気福祉事務所	同	"	所において所掌する収入、支出	"
		32.9.1		
松阪労政事務所	同	"	同	"
		28.4.1		
松阪農業事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
松阪病虫害防除所	同	"	同	"
		32.9.1		
松阪林業事務所	同	"	同	"
		30.11.1		
松阪教育事務所	同	"	同	"
		32.9.1		
伊勢県税事務所	同	"	所において所掌する収入（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、支出	"
		32.9.1		
南勢志摩福祉事務所	同	"	所において所掌する収入、支出	"
		32.9.1		
伊勢労政事務所	同	"	同	"
		28.4.1		

上野地方連絡室	上野県税事務所（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、伊賀福祉事務所、上野農業事務所、上野病虫害防除所、上野蚕業指導所、上野土木事務所、上野教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"
尾鷲県事務所	尾鷲病虫害防除所、尾鷲耕地事務所、尾鷲林業事務所、尾鷲土木事務所、尾鷲教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"
熊野県事務所	熊野病虫害防除所、熊野耕地事務所、熊野林業事務所、熊野土木事務所、熊野教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"

●三重県告示第409号

へい獣処理場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養又は収容のための許可を要する区域をつぎのとおり指定する。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

市町村名

指 定 区 域

津 市 橋北地区の内

桜橋1丁目、桜橋2丁目、桜橋3丁目、旭町、栄町1丁目南、栄町1丁目北、栄町2丁目南、栄町2丁目中、北、栄町3丁目南、栄町3丁目北、栄町4丁目、上浜町1丁目南、上浜町1丁目北、上浜町2丁目南、上浜町2丁目北、上浜町3丁目南、上浜町3丁目北、上浜町4丁目第1、上浜町4丁目第2、上浜町5丁目、上浜町6丁目、江戸橋1丁目、江戸橋2丁目、江戸橋3丁目、広明町第1、広明町第2、広明町第3、羽所町第1、羽所町第2、羽所町第3

敬和地区の内

相生町、愛宕町、中町、京口町、西町、常盤町、万町、塔世西裏、東町、北町、新東町西北、新東町東、新東町南、大門町、中之番町、宿屋町、地頭領町、南瀬古町、大瀬古町、新中、沢之上、堀川町、南浜町、魚町、北浜町、乙部町岩田川通り、立町、入江町、中河原、蔵町、千才町、乙部三筋、乙部中央、乙部日之出、乙部海岸通り、乙部港、乙部旭、乙部元町、乙部弁天町、乙部寺町、賛崎南北、極楽町、乙部平和北、乙部平和中、乙部平和南。

●三重県告示第408号

地方自治法第171条第5項の規定において準用する同法第170条第3項の規定により、出納長をしてその事務の一部を、下記の箇所の出納員に委任させた。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

該当出納員	委 任 事 務	委任年月日
四日市地方連絡室	四日市県税事務所（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、北勢福祉事務所、四日市労政事務所、四日市農業事務所、四日市病虫害防除所、四日市蚕業指導所、四日市耕地事務所、四日市林業事務所、四日市土木事務所、四日市都市計画復興事務所、四日市教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	昭和35年9月1日
桑名農業事務所	桑名蚕業指導所において所掌する収入、支出に関する事務	"
亀山教育事務所	亀山蚕業指導所において所掌する収入、支出に関する事務	"
津地方連絡室	津県税事務所（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、中勢福祉事務所、津農業事務所、津病虫害防除所、津蚕業指導所、津教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"
久居林業事務所	久居蚕業指導所において所掌する収入、支出に関する事務	"
松阪地方連絡室	松阪県税事務所（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、飯南多気福祉事務所、松阪労政事務所、松阪農業事務所、松阪病虫害防除所、松阪蚕業指導所、松阪林業事務所、松阪教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"
伊勢地方連絡室	伊勢県税事務所（県税および県税に伴う税外収入を除く。）、南勢志摩福祉事務所、伊勢労政事務所、伊勢農業事務所、伊勢病虫害防除所、伊勢蚕業指導所、伊勢林業事務所、伊勢土木事務所、伊勢都市計画復興事務所、伊勢教育事務所において所掌する収入、支出に関する事務	"

西中町、東中町、西八幡町、中八幡町、東八幡町南、東八幡町北、三和町、四ツ谷新町、同盟地区の内下新町、新丁第1区、新丁第2区、浜町東部、浜町西部、浜町北部、北条町1丁目、北条町2丁目、北条町3丁目、北条町4丁目、北条町5丁目、双葉町、若浜町第1、若浜町第2

港地区の内

北納屋町、蔵町、中納屋桶ノ町、袋町、南納屋町、高砂町、稲葉町、屋上町、千才町、千才町石原社宅、東四ツ谷町

浜田地区の内

諏訪町、新田町、江田町東部、江田町中部、江田町西部、北浜田町中部、沖ノ島町、幸町東部、幸町西部、幸町南部、幸町北部、四ツ谷町西部、朝日町南部、朝日町中部、朝日町北部、昌栄町、西末広町、末広町、諏訪連鎖街

伊勢市 古市町、久世戸町、倭町、尾上町、岡本町、岩淵町、吹上町、河崎町、豊川町、本町、宮後町、一志町、八日市場町、大世古町、曾禰町、宮町、一之木町（字小柳、字松外垣を除く。）常磐町、浦口町、二俣町、船江町、辻久留町（字清水を除く。）、宮川町

松阪市 愛宕町、湊町、平生町、五十鈴町、白粉町、日野町、新町、新座町、殿町、魚町、中町、本町、西町、黒田町、川井町、京町、東町、宮町、南町、長月町、茶与町、清生町、春日町、栄町、朝日町、昭和通り、笹川町

桑名市 新町、萱町、伝馬町、東鍋屋町、西鍋屋町、東矢田町、新屋敷北、新屋敷西、新屋敷南、東新町、八幡町、東一色町、西一色町、矢場町、御旗町、寺ノ町、中ノ町、北鍋屋町、掛樋、東相川町、相川町西、江場中町、山崎寮、養老院、伝馬公園仮設住宅、南魚町、西魚町、田町、北魚町、殿町、三崎通、風呂町、宮町、春日町、新宝殿町、宝殿町、清水町、東太一九、太一九、住吉町、今北町、今中町、今片町、堤原、相生町、北寺町、南寺町、京橋町、新築、上本町、北本町、本町、西船馬、東船馬、寿町第1、寿町第2、松重町、常盤町、旭町、緑町、老松町、東常盤町、八間通、末広町、大央町、三之丸第1、三之丸第2、吉之丸、吉之丸社宅、元赤須賀北、元赤須賀中、元赤須賀西、元赤須賀東、内堀北、内堀東、内堀西、内堀南、西伊賀町、東伊賀町、柳原、外堀北、外堀中、外堀南、川口町、江戸町、片町、京町、吉津屋町、鍛冶町、紺屋町、入江葭町、宮通、職人町、油町、開勢町西、開勢町東、市場町西、市場町東、蛭子町北、蛭子町南、弁天町北、

養正地区の内

丸ノ内本町1丁目、丸ノ内本町2丁目、丸ノ内本町3丁目、一番町、二番町、三番町、丸ノ内本丸、丸ノ内蔦町、丸ノ内殿町東、丸ノ内殿町西、丸ノ内桜町東、丸ノ内桜町西、釜屋町、東桜校町、西桜校町、新榎鷹匠町、玉置町、古河、西新町北、西新町中、西新町南、北堀端、中新町北、中新町中、中新町南、西堀端、丸ノ内緑町北、丸ノ内緑町南、南堀端五軒町、丸ノ内泉町東、丸ノ内泉町西、丸ノ内鹽堀、丸ノ内蛭堀南、丸ノ内南町北、丸ノ内南町南、分部町、築地町、山之瀬古、新魚町

新町地区の内

大字古河四之組、大字古河三之組、大字古河五之組東、大字古河五之組西、大字古河一之組、大字古河二之組北、大字古河二之組南、大字古河赤門、大字古河東松原、大字古河西松原、大字古河南町第1、大字古河南町第2、大字八町1丁目、大字八町2丁目、大字八町南2丁目、大字八町東3丁目、大字八町西3丁目、大字八町4丁目、大字八町南4丁目

橋南地区の内

伊予町、久留島、元築造、佐伯町、岩田西裏桜ヶ岡、岩田町、弓屋敷、宮之前西、宮之前東、山中町、野崎垣内、西阿漕町、出口南北、出口三郎路、立合町、綿内東、綿内西、綿内南、綿内中、綿内北、弓ノ町南、弓ノ町北、柳山神明町、中里、柳山中本通り、柳山西町、柳山南町、柳山千鳥町、柳山白浜町、柳山平治町、柳山本町、柳山元町、船頭町東西、船頭町中南、三重町、阿漕浦町、港中路、朝夕住宅、下弁財東、下弁財中北、下弁財西、阿漕町、南、北、八幡町北、八幡町西裏、結城町、八幡町南、上弁財第1、上弁財第2、上弁財第3、上弁財中東西、藤枝町

高茶屋地区の内

西城山、東城山、桜茶屋

一身田地区の内

一身田北区、一身田本山区、一身田中区、一身田東区、一身田緑宝区、一身田橋向区

四日市市 共同地区の内

西町第1区、西町第2区、西町第3区、東住吉町、西住吉町、久六町、比丘尼町、北町、十建町、南町、西新地1丁目、西新地2丁目、西新地3丁目、上新町、堅町

同和地区の内

町、中町、新町、井戸町、八幡字、名月、殿元、中久留、折橋、
中村山腰、中村山、古戸野、野輪、元山神ノ上
亀山市 東御幸町、御幸町、西町、西丸町、東台町、中屋敷町、本町、北
町、若山町、市ヶ坂町、本丸町、東丸町、東町、江ヶ室町、湊倉
町

鳥羽市 鳥羽町

熊野市 木本町地区の内

親地町1区、親地町2区、親地町3区、1丁目、2丁目、3丁目
、関船町、布袋町、新出町、井筒町1区、井筒町2区、笠屋町、
栄町1区、栄町2区、栄町3区、新町、西川町
井戸町地区の内
丸山町、馬留

二見町 茶屋、荘、字住吉

長島町 西長島地区の内

松本、土井の内、平岩町、入江町、新町、篠の内、上本町、六太
夫町、南本町、横町、本町、横下町、住還町、裏町、西町、仲町
、地蔵町、港町、椋木町、築地、合之町

●三重県告示第410号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定により、豚コレラ
予防注射を次のとおり実施する。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

2 実施の対象となる家畜及び範囲

豚（全頭）

3 注射の方法

皮下注射（クリスタルウエイオレット不活化子防疫液）

4 実施の期日及び実施する区域

実施する期日	実施区域
9月12日から9月30日まで	一志郡一円
9月12日から10月2日まで	度会郡一円
9月10日から9月30日まで	松阪市及び飯南郡一円

弁天町南、宮本町北、宮本町南、港町北、港町南、若宮町1丁目
、若葉社宅、若宮町2丁目、江場松原、大福、八重垣町、益生町
、新矢田1丁目、新矢田、新矢田北、小野山西、小野山東、城山
町、徳成町、馬道1丁目、馬道2丁目、馬道3丁目、栄町、西川
原、上野2丁目、立花町2丁目、千代田町、新地北、新地中、新
地南、八坂町、三和町、浅川通、西矢田町、福江町、日立社宅、
本願寺、川成町、日立若葉寮、絹網寮、東洋紡績、日立徳成寮、大
橋通1丁目、立代町、宮前町、福島平和町、中央町西、中央町第
1、中央町第2、中央町第3、中央町、参宮町、北浜町、蓮見町
、巖町、駅元町、駅元町南、扇町第1、扇町第2、銀町、新勢町
、楽天地、修徳町、三重ベニヤ工業、中央公園町、駅西町、梅園
通、汐見町、青葉町、松並町2丁目、桑陽町、東方元町、南門前
町、山ノ手通、門前町、門前通、第2門前通、立坂町第1、立坂町
第2、山陽町、東方堀江、東方城下町、尾野山、尾野山南、第1
東南町、第2東南町、曙町、城東織維、東洋寮

上野市 東丸ノ内、西丸ノ内、玄蕃町、赤坂町、農人町、車坂町、田端町
、伊予町、寺町、茅町、池町、桑町、恵美須町、東日南町、西日
南町、愛宕町、万町、鉄砲町、東忍町、西忍町、新町、片原町、
銀治町、相生町、魚町、東町、中町、小玉町、紺屋町、三之西町
、徳居町、福居町、西町、向島町、幸坂町、西大手町、南平野町
、緑ヶ丘町、八幡町

鈴鹿市 神戸地区の内

神戸十日市町、神戸河町、神戸本多町、神戸新町、神戸石橋町、
神戸堅町、神戸西町、神戸銀治町、神戸十日市場町、神戸萱町、
神戸常盤町、神戸矢田部町

白子地区の内

白子町、江島町

名張市

平尾、丸ノ内、中町、上本町、柳原、銀治町、本町、新町、豊後
町、木屋町、元町、榊町、栄町、松崎町、上八町、東町

尾鷲市

中井浦地区の内

土井町、中井町、知古町、新川原町、川原町、下り坂、今町、参
礼殿、中ノ后、虎世古、野地矢倉町、野地立町、柏町、野地殿、
野地新町、堀町、氏神川向、禰宣町、上川原町、北川橋西川側、
古戸、どんどの川原、北浦、北浦平、大島元、宮ノ上
南浦地区の内

林町、南町、高町、寺町、明慶町、世古町、北町、浜、松下、袋

●三重県告示第411号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり昭和35年1月3日許可した。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

- 1 願人の住所氏名
志摩郡阿児町立神2,158 森田 昭二
- 2 埋立の場所及び面積
志摩郡阿児町立神字西山地先
海面38坪9合3勺
- 3 埋立の目的
真珠養殖作業場
- 4 工事しゅん工期限
旧 昭和35年1月3日
新 昭和36年1月3日
- 5 埋立免許年月日
昭和32年12月4日

●三重県告示第412号

公有水面埋立工事しゅん工期間伸長について次のとおり昭和35年3月15日許可した。

昭和35年9月2日

三重県知事 田 中 覚

- 1 願人の住所氏名
志摩郡阿児町鶴方1,092の2 西尾 嘉輝
- 2 埋立の場所及び面積
志摩郡阿児町鶴方字福川原地先
海面111坪7合8勺
- 3 埋立の目的
真珠養殖作業場
- 4 工事しゅん工期限
旧 昭和35年3月15日
新 昭和36年3月15日
- 5 埋立免許年月日
昭和34年2月16日

第三種郵便物認可
昭和三十一年九月二日印刷発行